

巻末用語解説

- **維持補修費** 道路、公共施設などの効用を保全するために支出する修繕料などが該当します。
- **インフラ資産** 道路、橋梁、下水道の固定資産をいいます。これらと一体となって機能する資産を土地、建物又は工作物に分類して計上します。
- **一般会計繰出金** 特別会計が行政サービス活動の財源として一般会計に繰り出した額を計上します。
- **一般会計繰入金** 特別会計が行政サービス活動の財源として一般会計から繰り入れた額を計上します。
- **還付未済金** 過誤納金のうち当該会計年度末までに支払が終了しなかったものをいいます。
- **キャッシュ・フロー【行政サービス活動】** 行政サービス活動によるキャッシュ・フローとは、町田市が直接行政サービスを行うために要した現金支出、税金、国庫支出金、業務収入、金融収入等の現金収入をいいます。
- **キャッシュ・フロー【社会資本整備等投資活動】** 社会資本整備等投資活動によるキャッシュ・フローとは、固定資産の取得及び売却、その財源としての国庫支出金等の受入、貸付金、出資金等の投資の取得などの現金収入及び支出をいいます。
- **キャッシュ・フロー【財務活動】** 財務活動によるキャッシュ・フローとは、外部からの資金の調達及びその償還に係る現金収入及び支出をいいます。
- **金融収支差額** 金融収入と金融費用の差額です。金融収入は、受取利息及配当金が該当します。金融費用は、公債費（利子）が該当します。

- **建設仮勘定** 建設又は製作途中にある償却資産をいい、当該資産を取得するために要した支出の累計額を計上します。
- **減価償却費** 時間の経過による固定資産の価値の減少を表現したコスト項目です。
- **行政コスト計算書** 行政コスト計算書は、一会計期間における町田市の行政活動の実施に伴い発生した「費用」を発生主義により認識し、その「費用」と財源としての「収入」との対応関係、及びその両者の差額を明らかにすることを目的として作成します。
- **行政収支差額** 行政サービスを提供するのにかかる経常的なコストを表します。行政費用の合計から行政収入の合計を控除することにより算出します。
- **純資産** 貸借対照表における資産総額と負債総額の差額をさします。
- **賞与引当金** 職員に支給される期末手当及び勤勉手当で翌会計年度に支払うことが予定されているもののうち当期の負担相当額が該当します。
- **賞与・退職手当引当金繰入額** 「賞与引当金」の当期発生額及び「退職手当引当金」の当期発生額を計上します。
- **人件費** 給料、職員手当、共済費等が該当します。
- **貸借対照表** 貸借対照表は、基準日時点における町田市の資産、負債及び純資産の状況を明らかにすることを目的として作成します。貸借対照表の構成としては、左側に資産を、右側に負債及び純資産を表示しています。
- **退職手当引当金** 退職手当の性格は賃金の後払いであるとの考え方に立ち、既に労務の提供が行われている部分については負債として認識し、「退

職手当引当金」として計上します。

- **長期前受金** 下水道事業会計において、償却資産の資本形成に寄与する支出に対し充当される国庫支出金、都支出金、一般会計繰入金、受贈財産評価額及び受益者負担金等が該当します。
- **通常収支差額** 行政サービスを提供するにあたり、資金調達コストまで加味して経常的にかかるコストを表します。行政収支差額から金融収支差額を合計して算出します。
- **当期収支差額** 当期にかかったすべてのコストをあらわします。通常収支差額と特別収支差額を合計して算出します。
- **特別支出** 固定資産売却損、固定資産除却損、有価証券及出資金の売却損等が該当します。
- **特別収支差額** 経常的でなく、当期特有の事情でかかったコストをあらわします。特別収入から特別支出を控除して算出します。
- **特別収入** 固定資産売却益、有価証券及出資金の売却益、引当金の当期取崩益等が該当します。
- **不納欠損引当金** 未収金のうち、回収することができないと見込まれる金額を計上します。
- **不納欠損引当金繰入額** 「不納欠損引当金」の当期発生額を計上します。
- **不納欠損額** 当期に不納欠損処理（何らかの理由で徴収が行えず、今後も徴収の見込みがたたないため、その徴収を諦める処理）を行った未収金のうち、不納欠損引当金を超える分等を計上します。
- **物件費** 委託料、役務費、需用費、使用料及び賃借料等が該当します。
- **扶助費** 生活扶助や医療扶助等、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等

に基づき、町田市から被扶助者に対して直接支給される経費をさ
します。

• **補助費等** 他会計、他団体、公営企業等に対する負担金、補助金及び交付金
等が該当します。

• **未収金** 年度末における調定額と収入額との差額をさします。「調定」と
は、収入の原因、債務者、金額等を調査し、決定する行為であり、
この「調定」の段階で「収入」を認識します。

• **無形固定資産** 地上権等の用益物権、特許権や著作権等の無体財産及びこれら
に準ずる権利が該当します。